

①令和 7 年度国民健康保険の運営について

令和6年度 国民健康保険特別会計決算見込み (1月末時点)

(1) 歳入 (百万円)

款	現計予算	R6年度 決算見込み	差額
1 国民健康保険税	1,131	1,116	-15
4 都道府県支出金	5,033	4,672	-361
6 繰入金	558	569	11
うち、基金から繰入	76	9	-67
子ども均等割減 免分	7	7	0
- その他	52	44	-8
合計	6,774	6,401	-373

(2) 歳出 (百万円)

款	現計予算	R6年度 決算見込み	差額
1 総務費	141	139	-2
2 保険給付費	4,901	4,538	-363
3 保険事業費納付金	1,583	1,583	0
6 保健事業費	96	90	-6
9 諸支出金	51	50	-1
- その他	2	1	-1
合計	6,774	6,401	-373

(1) 歳入 - (2) 歳出 0 0 0

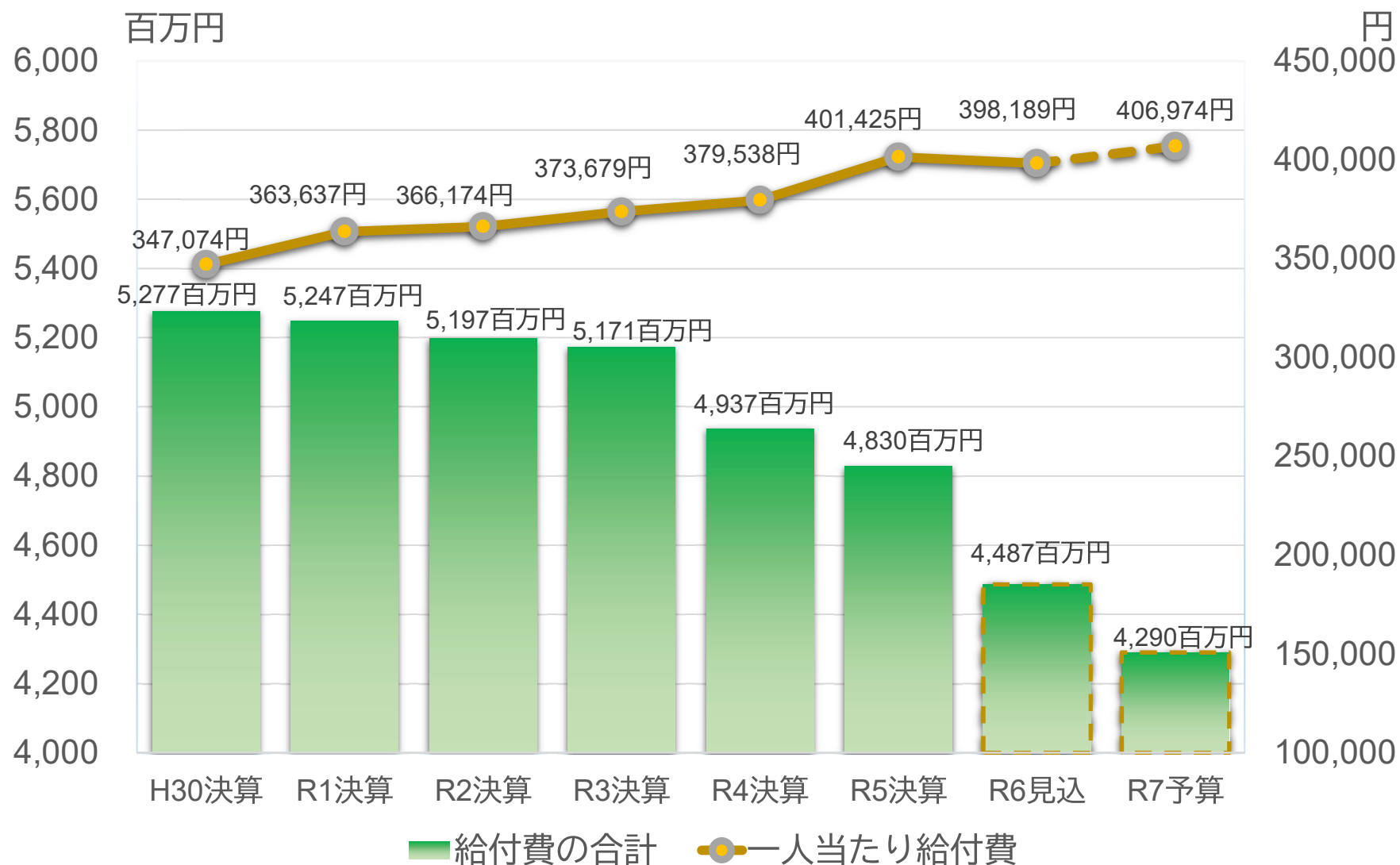
※ 歳出の内、保険給付費について、給付実績が、当初予算より低くなったことにより、歳入の内、都道府県支出金(保険給付に要する交付金分)が減額する見込みとなります。

国保加入世帯数・被保険者数の推移

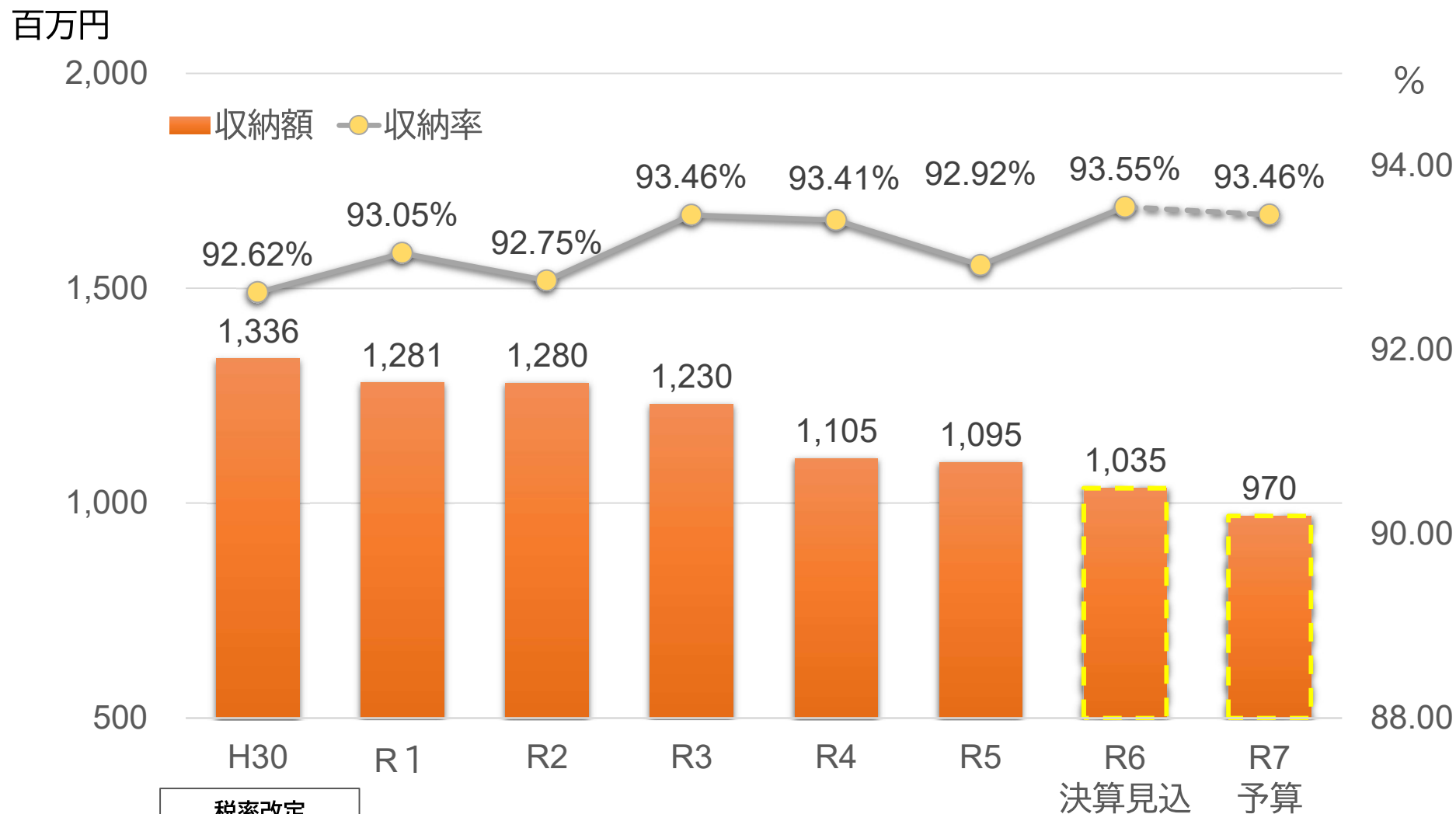
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 決算見込	令和7年度 予算
	(対前年)	(対前年)	(対前年)	(対前年)	(対前年)
平均加入世帯数	9,308世帯 (▲116世帯)	8,910世帯 (▲398世帯)	8,390世帯 (▲520世帯)	8,011世帯 (▲379世帯)	7,494世帯 (▲517世帯)
平均被保険者数	13,839人 (▲355人)	13,008人 (▲831人)	12,031人 (▲977人)	11,268人 (▲763人)	10,541人 (▲727人)

- ・被用者保険の適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度の移行などにより、国保被保険者数は減少している。
- ・令和4～6年度にかけて、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者は大きく減少した。今後も、少子高齢化により被保険者数の減少が続く見込み

一人当たり給付費と給付費合計の推移

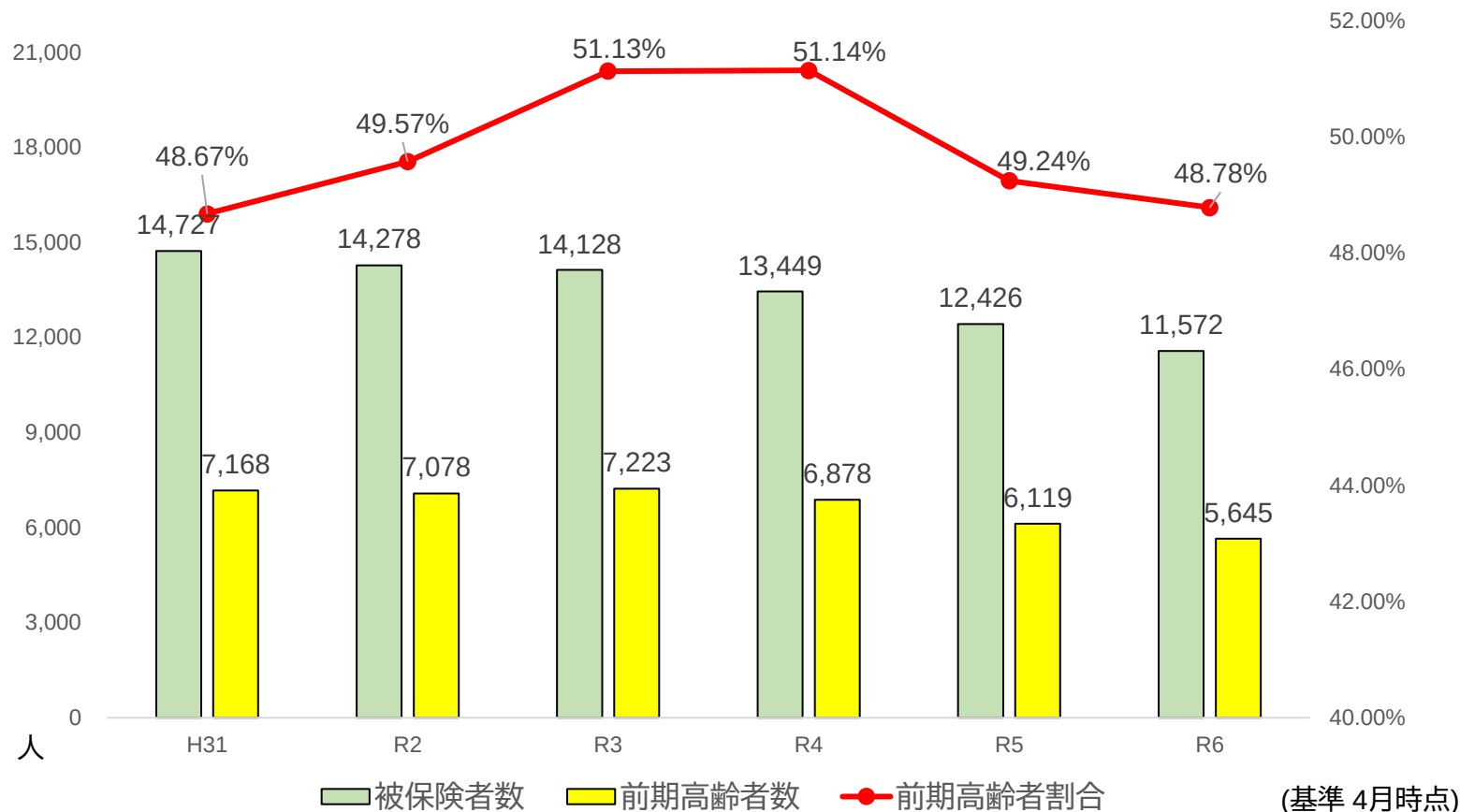


現年度課税分 年度別 収納額・収納率の推移



県平均との比較	R4年度	R5年度
(石川県平均)	95.21%	94.55%
加賀市	93.41%	92.92%

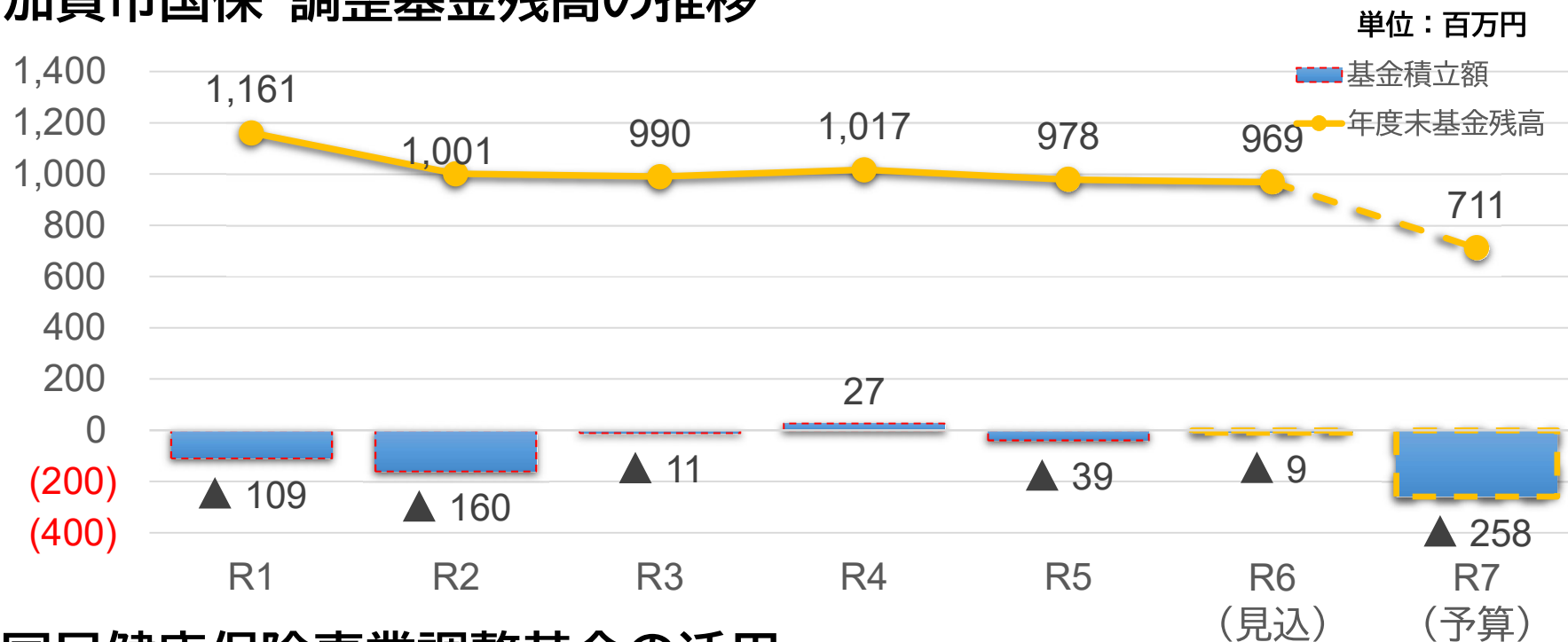
国民健康保険の前期高齢者加入割合の推移



○前期高齢者交付金について

- ・ 65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合は令和4年度をピークに低下している
- ・ 前期高齢者の加入割合が高い国民健康保険には、負担の不均衡を調整するため、他の被用者保険（社会保険等）が拠出した「前期高齢者交付金」が交付される。
- ・ 令和7年度においては、前期高齢者の加入割合の低下を要因として、この交付額が減少する見込み。
- ・ 減少した交付金分を補填するため、令和7年度基金取り崩し額は増加する。

加賀市国保 調整基金残高の推移



国民健康保険事業調整基金の活用

保険税引き上げの抑制	県が提示する標準保険税率は、現行保険税率より大きいが、基金を活用することで保険税率の引き上げを抑制する。 R6年度（見込み） 2,562千円 R7年度（予算） 251,339千円
子ども減免	公費補填の対象外となる6歳以上18歳未満の均等割の減額については、基金を活用し国保特別会計内で補う。 R6年度（見込み） 6,739千円 R7年度（予算） 6,453千円

※基金は保険料の不足分の充当や保健事業の財源として活用し、今後の保険給付費の動向や基金の状況等を踏まえ、基金残高3億円をおおむねの保険税率改正の目安とする。

令和7年度 加賀市国民健康保険税率について

◎令和7年度の国保税率は据え置き

- ・国保事業調整基金は、令和6年度末で約9.7億円の残高見込
 - ・現行税率の場合、令和7年度の事業調整基金からの繰入額は約2.6億円必要となる見込
 - ・標準保険税率にした場合、税金が増加するため事業調整基金繰入額は不要（子ども減免分を除く）となるが、
- 被保険者の負担増を鑑み事業調整基金を活用し、国保税率を据え置く

税率区分	医療＋後期支援＋介護			医療分 (0歳～74歳まで)			後期高齢者支援分 (0歳～74歳まで)			介護納付金分 (40歳～64歳まで)		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
現行税率①	11.44	46,200	31,400	7.36	27,600	20,800	2.20	8,900	6,200	1.88	9,700	4,400
標準保険税率②	12.81	55,988	34,953	7.76	32,662	21,668	2.60	10,778	7,150	2.45	12,548	6,257
比較②－①	1.37	9,788	3,553	0.40	5,062	868	0.40	1,878	950	0.57	2,848	1,857

・令和7年度標準保険税率と加賀市の保険税率の比較

標準保険税率と比較

所得割は1.37%低い・均等割は9,788円安い・平等割は3,553円安い

加賀市国民健康保険税率の推移

	応能割		応益割		課税限度額		
	所得割	資産割	均等割 (1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	法定 (A)	加賀市 (B)	差額 (A)-(B)
平成29年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	89万円	81万円	8万円
平成30年度 (広域化)	11.44%	-	46,200円	31,400円	93万円	85万円	8万円
令和元年度	↓	-	↓	↓	96万円	89万円	7万円
令和2年度	↓	-	↓	↓	99万円	93万円	6万円
令和3年度	↓	-	↓	↓	↓	↓	↓
令和4年度	↓	-	↓	↓	102万円	96万円	6万円
令和5年度	↓	-	↓	↓	104万円	99万円	5万円
令和6年度	↓	-	↓	↓	106万円	102万円	4万円
令和7年度	↓	-	↓	↓	109万円	104万円	5万円

国民健康保険特別会計款別総括表

(単位:千円)

入				
歳	款別	令和6年度 A	令和7年度 B	比較(B-A) 前年比 (%)
1	国民健康保険税	1,131,169	1,042,574	△ 88,595 92.2
3	国庫支出金	415	220	△ 195 53.0
4	都道府県支出金	5,032,569	4,447,481	△ 585,088 88.4
5	財産収入	400	700	300 175.0
6	繰入金	551,644	790,530	238,886 143.3
8	諸収入	32,503	23,595	△ 8,908 72.6
	合計	6,748,700	6,305,100	△ 443,600 93.4

出				
歳	款別	令和6年度 A	令和7年度 B	比較 (B-A) 前年比 (%)
1	総務費	140,544	191,158	50,614 136.0
2	保険給付費	4,901,147	4,315,571	△ 585,576 88.1
3	国民健康保険事業 費納付金	1,583,340	1,654,791	71,451 104.5
6	保健事業費	94,091	110,499	16,408 117.4
7	基金積立金	400	700	300 175.0
8	公債費	500	500	0 100.0
9	諸支出金	27,678	30,881	3,203 111.6
10	予備費	1,000	1,000	0 100.0
	合計	6,748,700	6,305,100	△ 443,600 93.4

◎基金の状況

(単位:千円)

名称	令和5年度末残高	令和6年度末残高(見込)	令和7年度中増減(見込)	令和7年度末残高(見込)
国民健康保険 事業調整基金	978,361	969,172	△ 257,792	711,380

県から示される標準保険税率を参考に加賀市が税率を決定

県へ納付する国民健康保険事業費納付金(医療分:介護分:支援分)のほか、出産育児一時金・保健事業などに充てられる

制度改革後、これまでの財政補填的な交付金のほか、保険給付費を受け入れる

【普通交付金】(普通交付分)
保険給付費分(出産育児一時金・葬祭費を除く)

【保険者努力支援分】(特別交付分)
保険者の医療費適正化や課題の取り組み状況により交付

【特別調整交付金】
事業に係る付金、直診施設操出金など

【都道府県繰入金】
R6年度の財政調整交付金特別交付分

【特定健康診査等負担金】
R6年度の国・県の合計

一般会計からの繰り入れ

・保険基盤安定繰入金(軽減分)
4分の3は県から交付(一般会計繰入)
・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計繰入)

・未就学児均等割保険料繰入金
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計繰入)

・職員給与費等繰入金

・出産育児一時金等繰入金
一般会計から3分の2を繰り入れ

・財政安定化支援事業繰入金
地方交付税の国保特別会計繰り入れ分

・産前産後保険税繰入金
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計繰入)

延滞金、第三者納付金、返納金など

3款国庫補助金(歯科疾患予防事業補助金)、5款財産収入

※子ども均等割軽減繰入金は、国保事業調整基金からの繰り入れ

歳入

款	款名称	
1	国民健康保険税	1,042 百万円 17 %
4	県支出金	4,447 百万円 71 %
《内訳》		
	普通交付分	4,300 百万円 68.2 %
	特別交付分	148 百万円 2.3 %
6	繰入金	791 百万円 13 %
8	諸収入	24 百万円
-	その他の収入	1 百万円

6,305 百万円

歳出

款	款名称	
1	総務費	191 百万円 3 %
2	保険給付費	4,316 百万円 68 %
3	国民健康保険事業費納付金	1,655 百万円 26 %
6	保険事業費	110 百万円
9	諸支出金	31 百万円
-	その他の支出	2 百万円

6,305 百万円

主に職員給与費、物件費、国保連合会への負担金、納税組合助成費など

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金、葬祭費等のその他の保険給付に係る支出の合計

平成30年度から県支出金の普通交付分が財源(出産育児一時金・葬祭費を除く)

・療養給付費
被保険者が診療や調剤等で保険証を利用した際、保険者が負担すべき額(7割・8割分)
・療養費
主に柔道整復・あんま・マッサージ・針灸
・高額療養費
被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超える額について保険者が給付する額
・審査支払手数料
国保連への審査支払事務委託諸経費

平成30年度から県が国民健康保険事業費納付金を算定し、市は国民健康保険税、交付金、繰入金などを財源として県に納付する

《令和7年度国民健康保険事業納付金の内訳》

・医療給付分 1,179百万円
・後期高齢者等支援金分 349百万円
・介護納付金分 127百万円

納付金の額を基に、各市町の国保税の標準保険税率が算定される

保険者が保険給付又は被保険者の健康の維持増進等のために行う事業費(特定健診、人間ドック助成費など)

保険税還付金、直営診療施設勘定操出金など

4款共同事業拠出金、7款基金積立金、8款公債費、10款予備費

(歳入-歳出) 0百万円(うち258百万円基金取崩し)

②令和 6 年度及び令和 7 年度保健事業の主な取組について

【保険者努力支援制度】

保険者努力支援制度とは、国保保険者による予防・健康づくりを始めとする医療費適正化への取組など保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての実績や取組状況を点数化し、それに応じて国から交付金(インセンティブ)を交付することで、国保の財政基盤を強化する制度である。

【保険者共通の指標】

		令和5年度		令和6年度	
区分	指 標	配点	加点結果	配点	加点結果
共通 ①	特定健診受診率	125	40	125	40
	特定保健指導実施率				
	メタボリックシンドローム該当者・予備軍減少率				
共通 ②	がん検診受診率等	75	10	75	35
	歯科検診受診率等				
共通 ③	糖尿病等の発症予防・重症化予防の取組み	70	70	70	70
共通 ④	個人へのインセンティブ提供	64	54	111	81
	個人への分かりやすい情報提供				
共通 ⑤	重複・多剤投与者に対する取組	85	35	105	75
共通 ⑥	後発医薬品の促進等の取組	140	120	140	120
	後発医薬品の使用割合				



評価指標および配点について

【国保固有の指標】

		令和5年度		令和6年度	
		配点	加点結果	配点	加点結果
固有 ①	保険率(税)収納率	100	5	100	0
固有 ②	データヘルス計画の実施状況	15	15	15	15
固有 ③	医療費通知の取組	0	0	60	10
	こどもの医療の適正化等の取組				
固有 ④	地域包括ケア・一体的実施	40	40	40	40
固有 ⑤	第三者求償の取組	41	41	41	31
固有 ⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	85	59	106	80
合 計		840	489	988	597

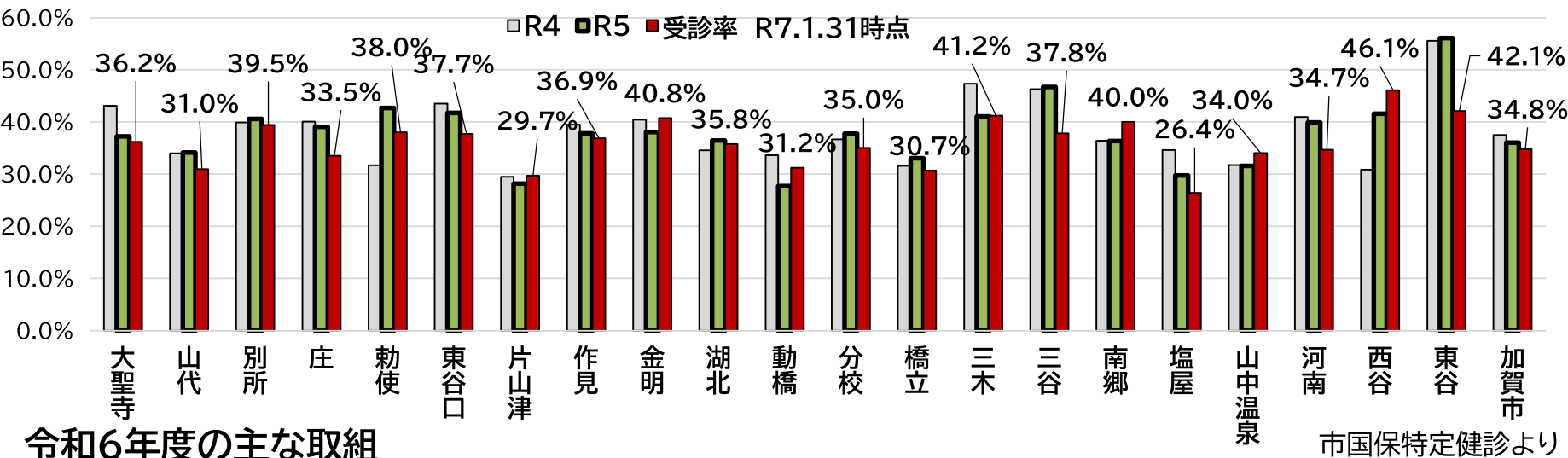


共通① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ～特定健診受診状況～

(1) 加賀市国保特定健診受診率（R 5 法定）

- ① 対象者数 8,578人
- ② 受診者数 3,239人
- ③ 令和5年度受診率 37.8%（県内18位） R4から△0.1%

(2) 加賀市国保特定健診の地区別受診状況



令和6年度の主な取組

取 組	概 要
受診率向上対策	5月 健康づくり推進員との協働による分かりやすい健診案内チラシの配布(広報5月号折込)
	6月 若い世代等に対する電話勧奨事業(国保連合会委託)
	9月 未受診者全員への勧奨通知
	10月 健康づくり推進員(460件)、医療職(598件)による健診勧奨訪問
	12月 市内医療機関への健診勧奨リスト配布、市外医療機関通院者へみなし健診勧奨通知発送

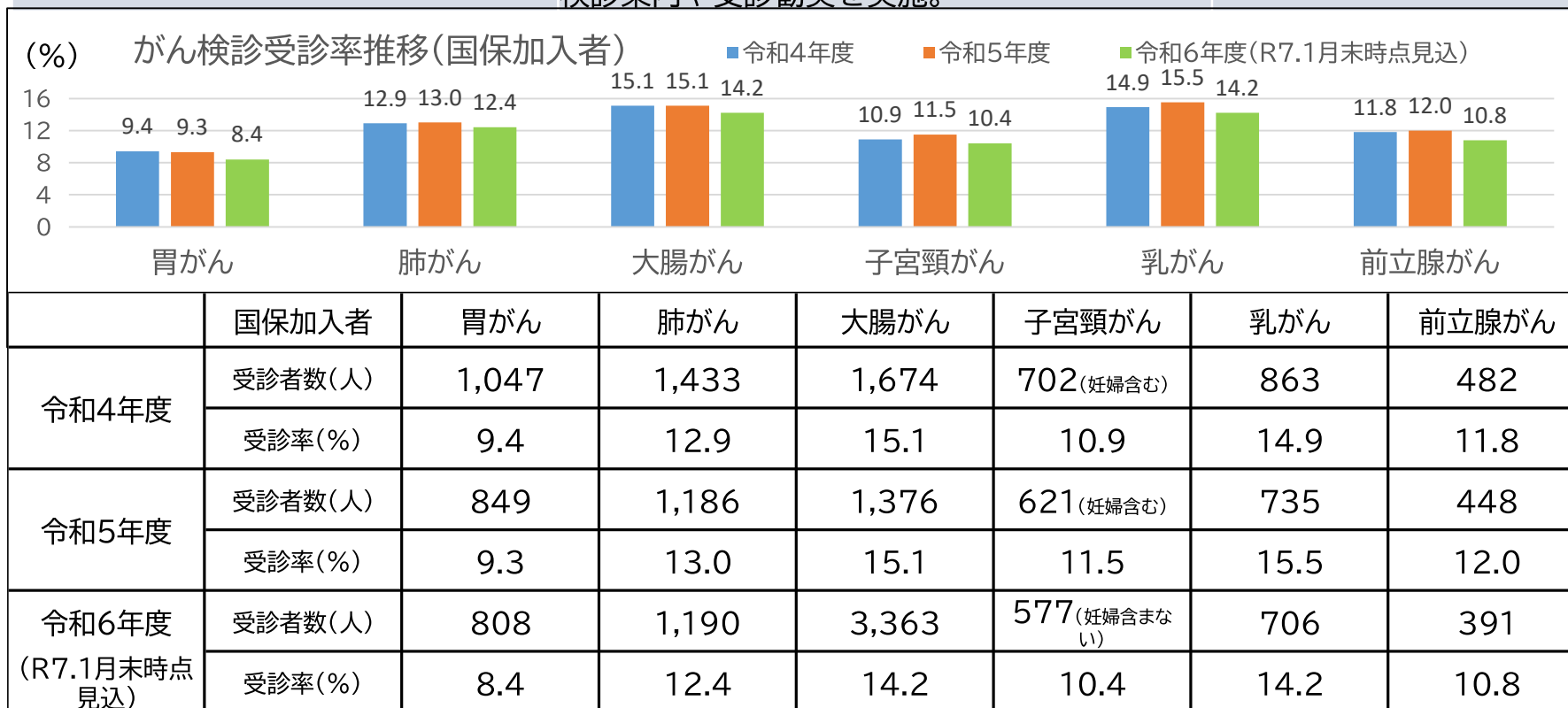
令和7年度の主な取組 健康づくり推進員の重点目標『各地区特定健診受診率3%(277人)に引き上げよう』をはじめ、市民の健康への意識づけをし、受診率向上に取り組めます。

共通② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく 受診勧奨等の取組の実施状況 ～がん検診事業～

令和6年度 がん検診事業

新

取 組	概 要	計 画
がん検診未受診者対策 ①大腸がん未受診者への個別訪問による検診勧奨 ②健康フェスタでの検診案内	①特定健診や精密検査の受診勧奨の個別訪問の際に、大腸がん検診未受診者に検便容器を配布し検診受診につなぐ。 ②KAGA健康フェスタでがん検診コーナーを設け、検診案内や受診勧奨を実施。	①容器配布数 22人 ②勧奨者数 80人 (来場者数 500人)



資料:市がん検診結果 対象者:胃・肺・大腸・乳…40歳以上、子宮頸…20歳以上、前立腺:50～74歳

令和7年度の主な取組 がんの好発年齢である**65歳の市民対象に、全がん検診無料の案内通知を送付し、**
受診率向上を図ります。

共通② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ～歯科口腔保健対策～

(1) 歯周病検診事業

	対象者	受診場所	受診人数	受診率
個別検診	30歳以上	市内歯科医療機関(6/1～12/28)	1,116	2.6%
集団検診	19歳以上	6月2日(日)、11月10日(日)	140	2.3%

※ 19歳～29歳までは集団検診のみ受診可。30歳以上は集団・個別検診のどちらかを選択受診可

(2) 乳幼児のむし歯予防教室

むし歯予防対策として、保育園等、市内子育て支援センター、親子つどいの広場等に歯科衛生士が出向き、乳幼児のむし歯予防のための教室を実施。

4か所 保護者参加61名

【感想】 ・仕上げ磨きをしっかりとしました。
・むし歯は生活習慣病にも影響してくるから気をつけたいし、むし歯にならないようにしたい。など

(3) フッ化物洗口について ～ 子どものむし歯予防対策～

むし歯予防対策として、健康格差の縮小を目指し、こどものむし歯予防に効果のあるフッ化物洗口を実施。

	実施箇所	対象	開始時期
保育施設	19園実施／全26園	4・5歳児クラス	8月下旬
小学校	17校実施／全17校	全学年	9月

新

【感想】
保護者：自分のこどもの時にあったらよかった、むし歯予防の大事さがわかった。
職員：思ったよりスムーズにできた。

令和7年度の主な取組

引き続き歯周病対策やむし歯予防を推進し、歯・口腔の健康への意識付けを高めていきます。

共通③ 糖尿病等の生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 ～PHRを活用した健康づくり支援について～

PHRを活用した保健指導

概要：住民自らが日々測定する血圧、体重、血糖、食事、運動などの記録データ(PHR)を活用し血圧等の測定習慣の定着や、活動量等の見える化によりデータと生活習慣の関連に気づき、改善につなげる。

PHR：(1)KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリ(グッピー)
(2)血糖自己測定(リブレ)

(1) KAGA健幸ポイント
ヘルスケアアプリ(グッピー)



対象：(1)重症化予防の保健指導対象者に実施
(2)糖尿病予防相談、特定保健指導対象者等に実施

結果：(1)対象23名に紹介、内7名が活用（ウォーキングなどの運動6名、血圧測定記録1名、体重1名）
(2)体験者15名全員が生活習慣改善の気づきがあった。 ※R6.12時点

住民の声：(1)KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリ(グッピー) (2)血糖自己測定(リブレ)

血圧測定と記録続けている。低血圧は無く冬は血圧高めだと気付いた。薬を忘れず飲むこと大事だと思った。

→血圧測定の定着、治療(服薬)の意識づけにつながった。

コロナ禍以降ジムに行かなくなったが、グッピー入れたのでいっぱい歩きたいと思っている。1回30分歩いている。今も使っている。町内集まりで使う人が増えた。血圧130～120/90～80。

→運動の動機と継続、血圧改善につながった。

心臓病で病院に通院中。コレステロール、最近血糖値も高いと言われた。心臓のためにも血糖に気を付けたいと思った。

→他の疾患で治療中の方においても、高血糖を予防すること、動脈硬化を予防し合併症につながることを防ぐことの必要性に気づきがあった。

食事の時間を決めて、だらだら食べないことも血糖を良くするために大事だと分かった。

→個々の食習慣や生活と血糖値の関連の気づき、行動変容につながった。体重や血糖値改善した方もいた。

令和7年度の主な取組 糖尿病の予防や治療効果を高めるために、糖尿病協議会による症例検討会を定期的に開催し、地域の医療支援者の資質向上及び連携を図ります

共通④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 (個人へのインセンティブ提供)

KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリ (KAGA健食健歩プロジェクト)

取 組	概 要	R6. 12月末現在	R6年度目標
KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリ (R4. 7～開始)	歩数、体重記録などの健康づくりにポイントを付与し、毎月1,000ポイント以上獲得した方に抽選でAmazonギフト券等を進呈。生活習慣改善やメタボ予防・改善などの健康管理を推進。	登録者数 2,677人	登録者数 3,000人

アプリ起動率(令和6年4月～12月)

平均**68.7%** (他市平均50%)

1,000ポイント達成率(令和6年4月～12月)

平均**72.9%**

加賀市専用画面



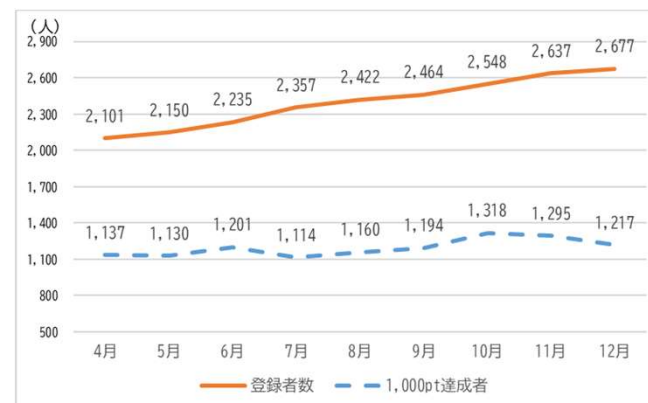
アプリトップ画面



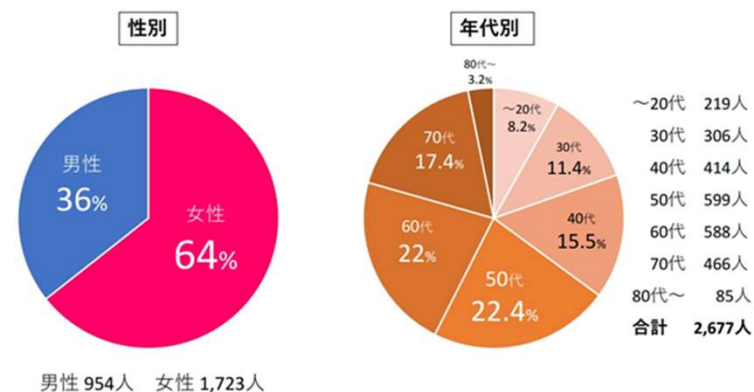
シンプルな操作性と
豊富なコンテンツ

年齢・性別を問わず
気軽に使えるアプリ

登録者数と1,000pt達成者の推移(令和6年4月～令和6年12月)



アプリ参加者内訳(令和6年4月1日～令和6年12月31日)



共通④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 (個人へのインセンティブ提供)

KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリ (KAGA健食健歩プロジェクト)

取 組	概 要
	令和6年6月～ デジタルギフトカードの追加 (PayPay、クオカードペイ) 令和6年12月～ 地域の商店加盟店商品券の追加 山中温泉商店協同組合共通商品券(山中温泉) ゆーでるかーど加盟店会商品券(片山津) ダイヤスタンプ会加盟店商品券(大聖寺) 山代温泉商店連盟加盟店共通商品券(山代温泉)
	令和5年6月～ 特定健診受診者、健康応援セミナー参加者に対し、ポイント付与。 令和6年6月～ 定例ノルディックウォーク、ラジオ体操教室、かもまる講座、健康づくり推進員地区活動のイベント参加者に対し、ポイント付与。



三温泉グッズ



加賀パフェ



JA加賀



レストランさくらペア食事券

令和7年度の主な取組 KAGA健幸ポイントヘルスケアアプリを通じて、健康への意識付け、生活習慣改善に向けての魅力ある情報や商品等を提供し、市民の健康管理を推進。

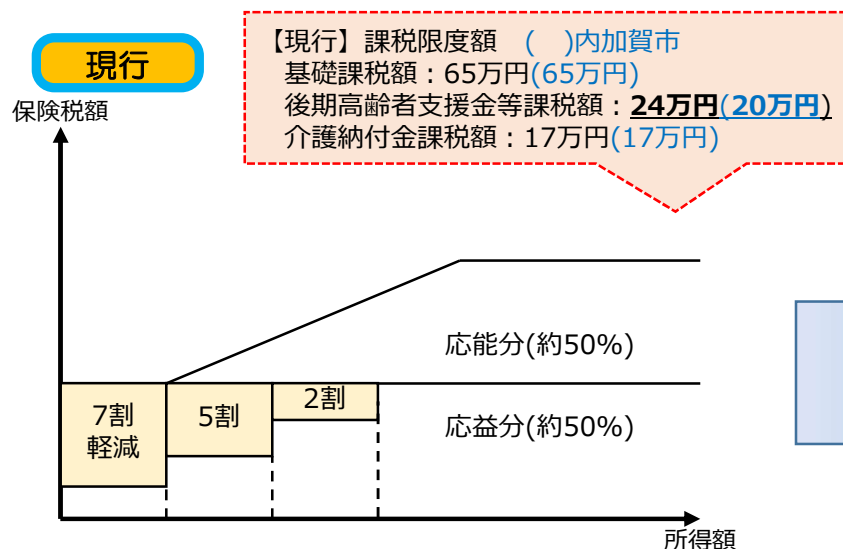
③その他（条例等の改正、マイナ保険証利用の状況など）

国民健康保険に係る令和7年度税制改正（案）

1. 税制改正大綱の概要（①課税限度額の引上げ ②低所得世帯に対する軽減の拡大）

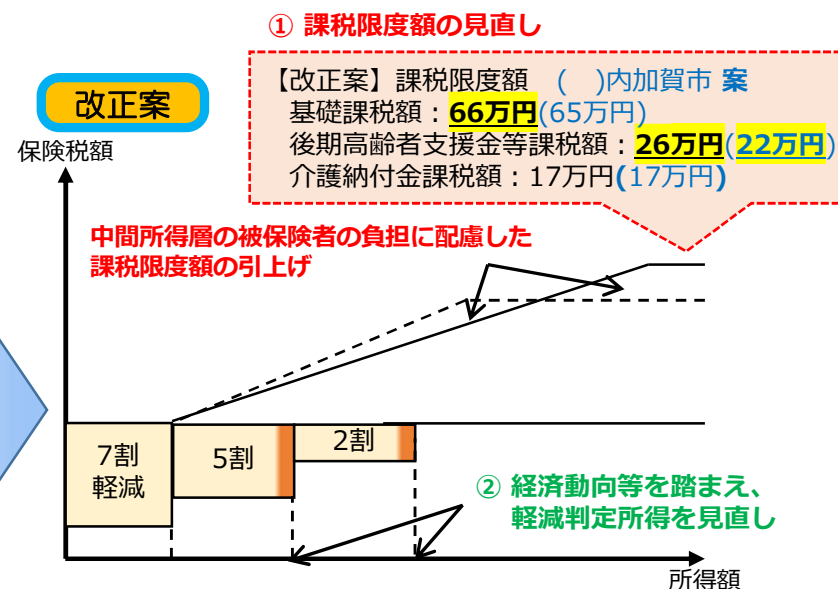
- ① 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げる。
- ② 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ㊦ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を30.5万円(現行:29.5万円)に引き上げる。
 - ㊧ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を56万円(現行:54.5万円)に引き上げる。

2. 制度改正の内容



【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与所得者等の数－1)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(29.5万円×加入者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(54.5万円×加入者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)



【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与所得者等の数－1)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(30.5万円×加入者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋(56万円×加入者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)

加賀市国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

- ・加賀市の令和6年度課税限度額は、国のより2段階低い（令和4年度を）設定している。
- ・令和7年度では、国の課税限度額が1段階引き上げられることに伴い、加賀市の課税限度額を1段階（令和5年度に）引き上げる。

【改正の内容】

課税限度額を、後期高齢者支援金等課税額において20万円から**22万円**に引き上げ、合計を**104万円**とする。

課税限度額	R 6（現行）	R 7（改正）
基礎課税額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円（引き上げ）
介護納付金課税額	17万円	17万円
合計	102万円	104万円（引き上げ）

<市の方針>

今後、段階的に引き上げを行い、将来的には国に準拠した額とする

(国)	II	II		
課税限度額	R 4 税制大綱	R 5 税制大綱	R 6 税制大綱	R 7 税制大綱
基礎課税額	65万円	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円（引き上げ）	24万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	102万円	104万円（引き上げ）	106万円	109万円

加賀市国民健康保険税の軽減基準拡大

「令和7年度税制改正の大綱」において、低所得者世帯への配慮として、物価の動向等を踏まえ国民健康保険税の軽減基準の拡大について、見直し措置を講ずるとされたことに伴い、本市の国民健康保険税条例についても**国に準拠**する改正を行う。

【改正の内容】

国民健康保険税応益割（均等割・平等割）の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げる。

R 6

2割軽減

基礎控除額（43万円）＋
54.5万円 × 被保険者数

5割軽減

基礎控除額（43万円）＋
29.5万円 × 被保険者数

R 7から

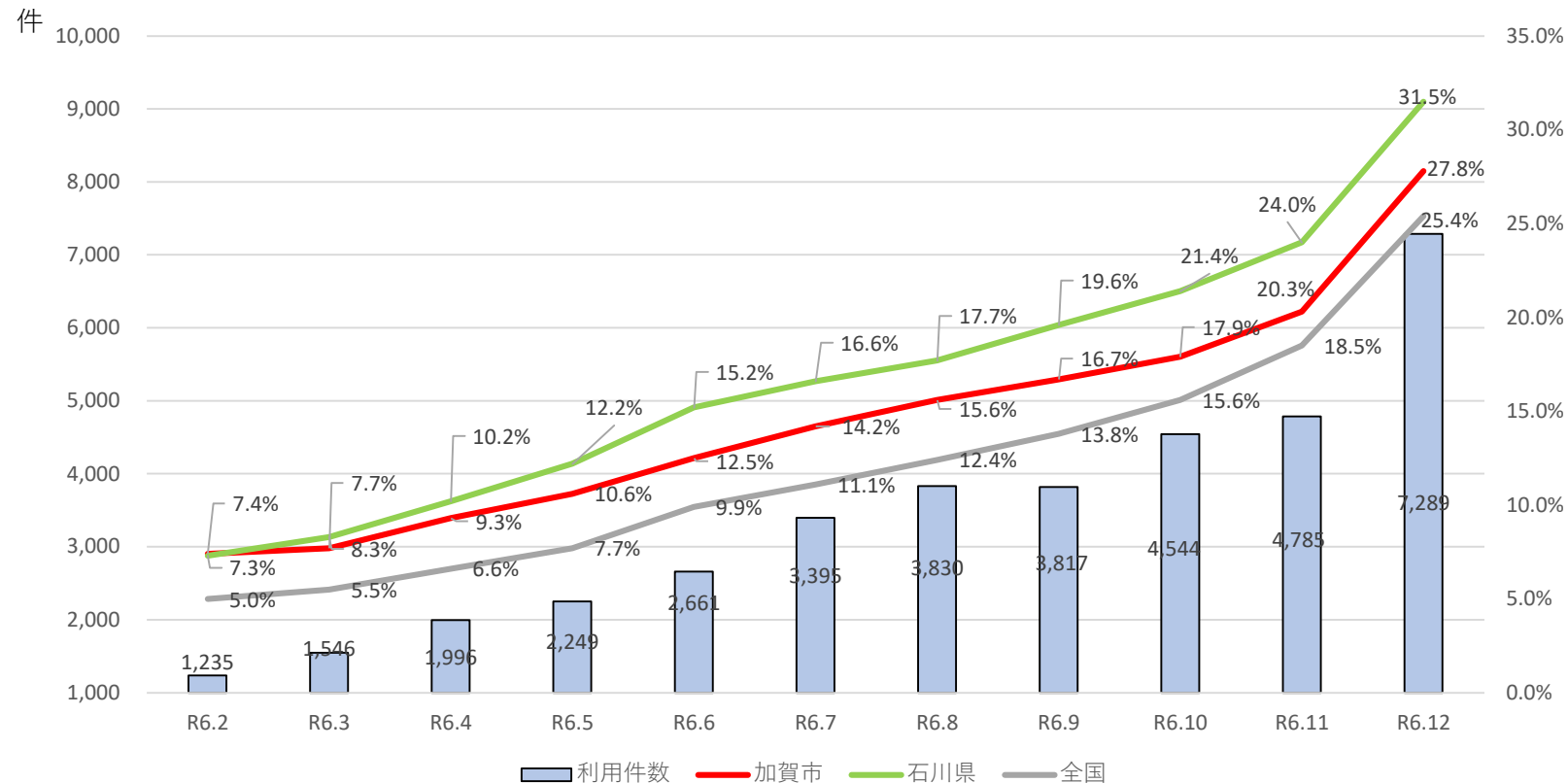
基礎控除額（43万円）＋
56万円 × 被保険者数

基礎控除額（43万円）＋
30.5万円 × 被保険者数

マイナ保険証の利用状況

現行の健康保険証の新規発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。加賀市におけるマイナ保険証(国保)の直近(令和6年12月速報値)での利用率は27.8%となっており、全国での直近の利用率は25.4%、石川県全体は31.5%となっている。

◎マイナ保険証利用率の推移(速報値)



加賀市国保のマイナ保険証利用登録数

R6.12月現在		
被保険者数	紐付け数	割合
10,999人	7,596人	69.0%



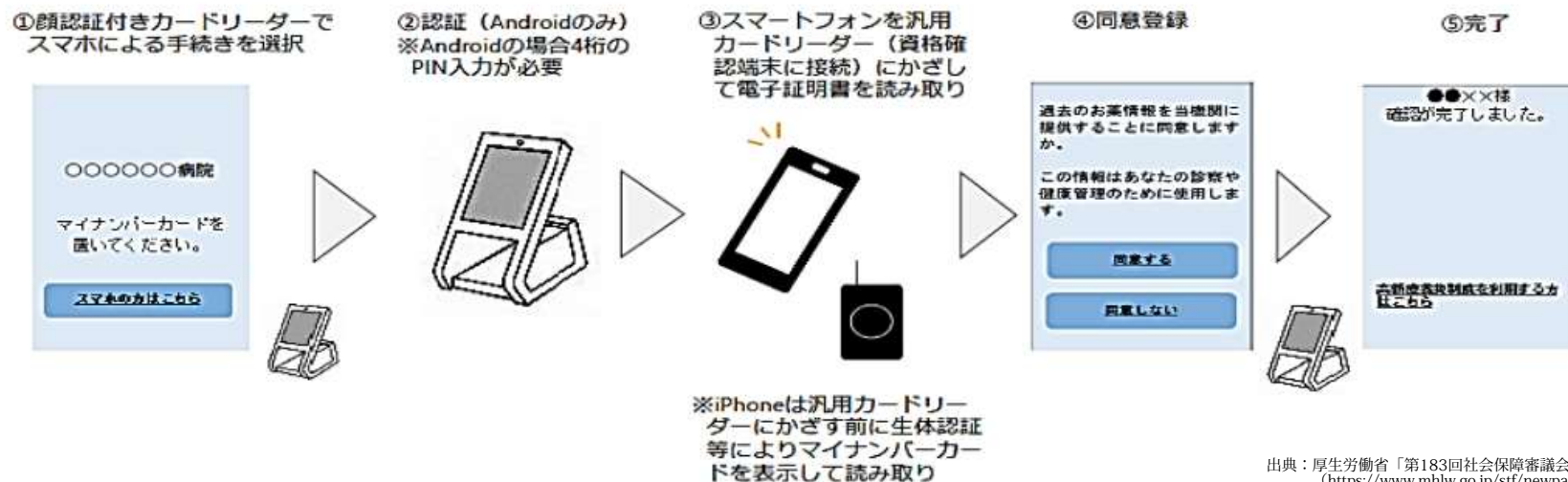
マイナ保険証利用促進の取り組みと今後の動きについて

○マイナ保険証利用の促進に向けた取組

- ・加入者に対し、わかりやすいリーフレットを送付
 - ・ホームページ、ケーブルテレビ、電子掲示板による広報
 - ・防災訓練、エコフェスタ等のイベントにおいて特設ブース、各種会議にて利用説明会
 - ・市医師会・歯科医師会・薬剤師会への利用促進の協力のお願い 等
- 次年度以降も、利用促進に向けた取組を継続する。

○マイナ保険証のスマートフォンへの搭載について

- ・AndroidとiPhoneにマイナ保険証を搭載できるようになる。
- ・医療機関等においては、現行の顔認証付きカードリーダーに加えて、スマホ搭載された電子証明書をかざして読み取るための汎用カードリーダーを設置する必要がある。
- ・令和7年度春にリリース予定で、実証事業を経た上で、医療機関等での普及が目指されている



出典：厚生労働省「第183回社会保障審議会医療保険部会」資料2より
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43984.html)